

はじめに

東京都は、平成 16 年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、平成 18 年 3 月に、平成 18 年度から 21 年度までを計画期間とする「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。その後、平成 19 年度の同法改正等を踏まえ、平成 21 年 3 月には、平成 21 年度から 23 年度までを計画期間とする基本計画の改定を行いました。

都は、この基本計画に基づき、暴力を容認しない社会の実現に向けて、暴力の未然防止と早期発見の推進、多様な相談体制の整備、安全な保護のための体制整備など着実に施策の推進を図ってきました。

現基本計画は平成 23 年度末で計画期間が終了することから、当男女平等参画審議会では、平成 23 年 7 月に知事から「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」の諮問を受け、審議を行ってきました。

審議に当たっては、現基本計画の進捗状況や昨年 12 月に閣議決定された国の第 3 次男女共同参画基本計画などを勘案し、約 3 か月にわたって議論を重ねてきました。本審議会として、これまでの議論を踏まえ、中間のまとめを取りまとめました。

中間のまとめに対して、広く都民、事業者の皆様などからご意見を寄せていただき、これからの議論の参考としたいと考えております。

今後は、皆様から寄せられたご意見を踏まえ、本審議会においてさらに議論を進め、答申する予定です。この中間のまとめに関し、各方面から有意義なご意見が寄せられることを期待するものです。

東京都男女平等参画審議会
会長 福原義春